

様式1

準備書面(2)

令和7年1月10日

主任審理官

三村 義幸 殿

審査請求人

郵便番号 284-0003

住所 千葉県四市鹿渡 827-16

電話番号 09079057388

氏名 間 幸久

審査請求人代理人

郵便番号

住所

電話番号

氏名

電波監理審議会の審理における準備書面(2)を提出します。

なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりです。

記

1 審理会における総務大臣の地位について

- 1.1 無線局免許に関する総務大臣の権限は、法第104条の3第1項並びに施行規則第51条の15第1項、同条第2項及び総務省設置法第8条第1項の規定により、総合通信局長に委任されており、本件免許に関しては関東総合通信局長が専決すべき地位にある。
- 1.2 本件処分は、前項の権限委任を根拠として、関東総合通信局長が行ったものである。形式上も無線局免許状(甲第1号証)並びに無線局免許状(甲第2号証)及び本件処分書(甲第5号証)が関東総合通信局長により発給されていることから、本件処分が関東総合通信局長の権限によって行われたことは疑いがない。
- 1.3 法第104条の3第2項の規定により、審査請求及び訴訟における処分庁は関東総合通信局長である。本件審査は、審査請求人が関東総合通信局長を相手方として、本件処分の違法性と合目的性を争っているものである。
- 1.4 処分庁の上級機関たる総務大臣は、行政不服審査における審査庁に相当するが、本件請求を法第85条の規定により電波監理審議会の議に付しており、自らが直接

関与する意思でないことを示している。審理会におけるその立場は、指定職員を介して手続に参加するにとどまる。

- 1.5 総務大臣が、審理会において参考人(審査請求書3ページ7項)の代理人となることを求めるのであれば、所要の手続きをしなければならない。

2 第1回審理会における審理官の求めについて

- 2.1 第1回審理会において、審理官は審査請求人に対して、総務大臣準備書面(1)に対する審査請求人の準備書面を令和7年2月7日までに提出するよう求めた。
- 2.2 審査請求人は、総務大臣は参加者の地位にとどまるので、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則第3節が規定する審理の進行の要領に沿って、参考人の審問を受けてから後刻に審理官の許可を得て陳述すべきであると考えた。
- 2.3 しかしながら、審査請求人は審理官の審理指揮に逆らうことはせず、今は次の3点に限ってここに準備書面(2)を提出し、その他の点については参考人審問の後に追加の準備書面を提出することを予告する。
- 2.4 総務大臣の準備書面(1)の内容は、概して(1)他人の意思表示又は行為に関しては、大変に饒舌かつ鋭く反発すること、(2)自己が行った行為及び所掌に関しては、他者が疑問を呈しても弁明をしないようにしている。その箇所は例えば、次のとおりである。

- 2.4.1 総務大臣の準備書面(1)の第1審査請求の趣旨に対する陳述において、本件審査請求の「却下」を求めている。これについて審査請求人は、次のとおり主張する。

本審理会は、法86条の規定により事件の審理を既に開始している。電波監理審議会への付議の受付は受理の概念を用いているのであるから、審査請求の理由並び参考人の喚問及び物件の提出を含む審査開始の実質要件を満たしていることは明らかである。法第85条に規定されるとおり、審査請求が形式要件を満たさない場合には総務大臣は審査申請の却下を行うことができるが、審理会に対して「却下」を求めることは自己矛盾であり、また電波監理審議会の公正義務に対する横やりである。

この総務大臣の陳述は撤回されるべきである。

- 2.4.2 総務大臣の準備書面(1)の「第22審査請求人準備書面(1)について」において、審査請求人の準備書面(1)の3.1.3における「関東総合通信局アマチュア無線担当から、運用に問題はないとの通知があった。」を指して争うとしている。

その場合の争点は本件免許が有効か否かを問うことになり、総務大臣⇔関東総合通信局アマチュア無線担当の構図となる。審査請求人は、そのような争いは、総務大臣の監督権をもって解決するべきであり、電波監理審議会にゆだねる案件ではないと考える。

- 2.4.3 総務大臣の準備書面(1)の「第34審査請求人とのやりとり」、同「第41不適法な申請」、同「第53拒否処分理由の提示」、同「第55本件処分に至る手続の適法性」の陳述は、いずれも処分者である関東総合通信局からなされるべき事

柄であり、関東総合通信局長の代理人でない総務大臣はそれを行う立場にない。

審査請求人は、参考人の審問及び物件の提出を既に求めている。

- 2.5 総務大臣は前項で述べたとおり、総務大臣 ↔ 関東総合通信局及び総務大臣 ↔ 無線局免許人の構図、すなわち一対一の闘争を目指しているに見える。

しかし、その形での総務省の勝利は、総務省にとって真の成功とはならないであろう理由を次に述べる。

- 2.5.1 総務大臣は、電波利用者である免許人・電波の秩序ある環境基準を用意する総合通信基盤局・免許実務に当たる総合通信局などから成る電波共同体の「統領」である。その立場にある総務大臣が、共同体を構成する他者に対して一対一の勝負に持ち込むのは、品格にかける行為ではないだろうか。

総務大臣には、一方の勝利が他方の損失となる隣地との境界争いのごとく欲得の絡み合いではなく、電波利用社会の健全な発展に役立つ公正で公明な解決を目指して欲しいと願う。

もちろん審理会は公平な解決を目指していることに相違はないが、その存在は一時的であり、裁決に不満が残れば恒常的には総務大臣が統領しなければならないのである。

- 2.5.2 前項の事情を考慮すれば、統領たるには共同体のそれぞれが抱える悩み・矛盾・苦悩・躊躇などについての思いやりが欠かせないであろう。

その内容は、免許人にとっては「既得の免許内容の合法性が公認されているかどうか」であり、関東総合通信局長にあっては「免許権者として役割を果たしているのか」であり、各総合通信局職員にとっては「女性下着窃盗事件の犯人である東北総合通信局長印の免許状を発給した恥ずかしさ」であり、総合通信基盤局電波部の場合は「内閣からの結果を求める要請やデジタル化と旧来の制度との調整」かも知れない。

もちろんそれらを全て満足させられる訳ではないが、法律の適正な運用しつつ、各者の調整を図るのが総務大臣の最低の義務であると考ええる。

- 2.6 総務大臣の準備書面(1)の「第6 参考人の陳述・物件の提出の申立について」において、陳述・物件いずれも不要との意見である。

これに対して審査請求人は、審査請求書の受理に基づき絶対に必要であると陳述する。その理由は、処分権者である関東総合通信局長が本件処分に関与していることが確認されており、唯一の証拠である決裁書類を鑑定したいからである。

3 総務大臣の証拠説明書について

- 3.1 令和6年11月22日付け総基移第403号 証拠説明書において、乙第17号証が提出されている。内容は、小林勝馬著「電波法解説」の一部引用である。

審査請求人は、総務大臣がこの証拠を提出することによって誤った情報操作を行う意図があるものとして、証拠採用に反対する。その理由は次のとおりである。

- 3.1.1 電波法発効の時期に刊行された成本の解説書には次がある。

・小林勝馬著「電波法解説」昭和25年5月7日発行

- ・ 莊宏他著「電波法 放送法 電波監理委員会設置法 詳解」昭和 25 年発行
- ・ 川島隆雄著「電波法逐条解説」昭和 26 年発行
- ・ 鎌田繁春著「電波法概説」昭和 26 年 11 月 25 日発行

3.1.2 著者の小林勝馬は、参議院電気通信委員会理事ではあるが、民間人である。他者はいずれも官籍があり、電波法令逐条履歴という第 1 次資料に接することができた。電波法が閣法として成立したことを考慮すると、それらの記述がより正確に立法精神を著していると推察できる。

鎌田本は「変動に対する法の精神」を説くなかで、「変動の原因が免許人の意思による場合には法は変動の可能性を比較的広く予定しており、官の意思による場合には変動を極限して免許人の意思を十分に尊重する。」としている。(甲第 6 号証)

小林本では、原因について考慮することなく法第 19 条を無線局免許制度上の特殊事例としているが、法第 71 条の規定による変更と混同し誤った解釈である。

3.2 仮に審理官が乙第 17 号証を採用するとしても、審査請求人が提出する証拠説明書(2)と比較されたい。